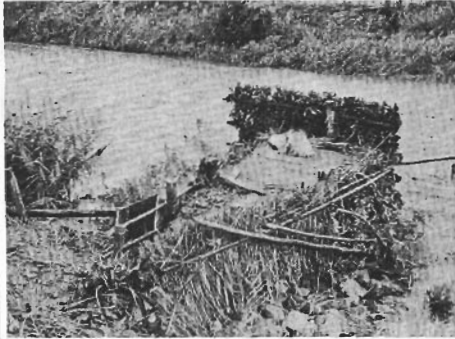


# 図1 大川のコド・オトリ漁

新潟県岩船郡山北町



1 コドの全景



2 コドのエビス杭にエビス様のお札を巻く



3 コド小屋、漁の盛りにはこの小屋に泊まりこむ



4 オトリでの漁、左手の樹木はカザミ(人影が川面にうつらないように遮蔽する木の垣)

昭和63年11月30日発行 年間会費三三〇〇円(学生三〇〇〇円)隔月刊行 事務所  
〒二二一 横浜市神奈川区六角橋三二二七 神奈川大学日本常民文化研究所内 日  
本民具学会 振替東京三二八〇九四 電話(〇四五)四八一―五六一 内線四四五

## 越後大川の伝統鮭漁

菅 豊

### 1 はじめに

かつて鮭は人知の及ばない遠い海の彼方より来訪する生き物であった。人々は一年のわずか限られた期間に、堂々たる体軀の魚が大挙して遡上する様に驚き、畏れ、そして敬い、糧となる産物に歓喜した。「イオ」という魚全体の総称をもって鮭を指す地方は少なくないし、今でも大晦日の年越しの食事に鮭を必須とする所は東北日本を中心に広がっており、これがないと「年が明けぬ」などと言われて人々の生活と密着していた。

人間と鮭の関係は、日本人の魚食の伝統に根ざしたもので、人間が鮭を食用とするところにその基本がある。鮭が古くから全国に流通し、大量に消費されたことはたびたび指摘されている。例えば、淡沢敏三は「延喜式」における水産物需給を分析する中で、鮭が当時の皇室・貴族にとって、祭祀・給与の面で重要な役割を果たし、その需要は優に二、三万隻にまで及び、その貢納にあたっては国として、信濃・越前・越中・若狭・但馬・丹波・丹後・因幡・備前などに広がっている点を指摘している。そして、その製品加工が、楚割鮭・内子鮭・鮭鮓・氷頭・鮭背腸など多岐にわたっていると述べている。

この「延喜式」の史料のみをもって、当時、一般の民衆にどの程度の量の鮭が流通し、消費されていたかを推測することは困難であるが、それを貢納する国の生産者にとって、貢納の余剰分を自分たちの

食料として利用することくらいは頻繁にあつたであらうし、また、その量も僅少という程度ではなかつただらう。貢納關係に登場しない地方においても、広くこれが食用されていたのはほぼまちがいないであらう。鮭の大量消費と製品化技術の多様性といったものは、人間と鮭との緊密な關係の証である。

現代人にとつても鮭との關係は、その食用の面において重要である。鮭は、イカ・エビ・カニ・マグロなどと並んで、日本人の嗜好度の高い水産物であり、その安定した適正量確保に政府が躍起になつて、毎年ソ連など北洋海域を有する国々と鮭鱒の漁獲交渉をする光景はおなじみである。

今日、食生活の変化にともなう「魚ばなれ」が叫ばれて久しいが、鮭に関する限りその消費はほぼ安定し「魚ばなれ」どこ吹く風といった状況である。このような現代日本人の鮭への指向性は何に起因するのであらうか。その理由の一つに、鮭の調理の手軽さをあげることができる。

昔は都市部においても鮭は魚屋から丸のまま一匹購入し、——すべての魚がそうであつたのだが——各家庭で調理し、その全体をフルに利用していた。しかし、今日ではスーパーマーケットにおいて、パックに整然と詰められたサーモンピンクの切り身が幅をきかせている。これは余計な——実は余計でない——内臓や骨がきれいに取り除かれ、無塩、甘塩、中塩、塩引きと、懇切丁寧に類別されて、消費者の多様なニーズにお応えしている。家庭ではパックから取り出し、あとは焼くだけで出来上がり、生ごみも出ない便利な代物である。ある意味で、これは消費者本位の供給法といえるのかもしれない。確かに

牛や豚などの肉類も丸ごと一頭店頭にぶらさがつていたら、これほど日本人の食生活に滲透することは有り得なかつただらうし、その面において小売業者の営業努力は評価されるのかもしれない。

しかし、現代の都会の子供たちが「鮭は切り身を川を遡ってくる」と思っているなどと冗談じみた世間話を聞くにつけ、単なる「商品」に成り下がった鮭の姿に憐憫の情を抱かずにはおられない。

以前はここまで極端に「商品」として扱われることはなかつたが、自給の余剰分を販売にまわすくらの意味での鮭の「商品」化は確かに古くからあつた。近世初頭には、その商品価値に注目した各藩が既に「鮭川」の管理・統制を強化し、そこからの収益を財源の一部としていたし、また在地の有力商人による請負制が進展し、日本の多くの河川の鮭漁は貨幣経済の中へと取り込まれていった。したがつて、鮭をとる漁業は比較的早い時期にその漁法・漁具をグレードアップし、生産性を向上させた。

しかし、近代に入つて、北洋の鮭漁が隆盛するにつれて、河川鮭漁の商業的地位は低下しており、今日、河川産の鮭は海産のものより商品価値が低い。

現代の鮭漁を河川と海とで比較した場合、ここに「私つくる人」、「僕とる人」といった役割の違いが考えられる。つまり、基本的には、河川では鮭の卵を育て稚魚を放流し、海で成魚の大半を漁獲するという図式になつていのである。回帰数を増加させるために、河川では積極的な鮭の採卵、稚魚放流事業を進めてきたが、海ではこの事業に直接的に関与することは少なかつた。最近、この偏務的状况に我慢できなくなつた河川側と海側で協議がなされ、

海側も「協力金」という名目で漁獲高に応じて、その事業の一部を負担するケースが増えているが、これはもつぱら沿岸定置網の漁業者と、河川の漁業者との限定的な協調である。

鮭の採卵・孵化事業には、国や県が発眼卵を買い上げる形をとつて助成しており、逆にこれが稚魚の放流ノルマを各河川の漁業者に課すこととなつて、必定、指導という形で行政サイドの漁業者への注文が厳しくなつてきた。孵化・育苗の技術指導から、鮭を採捕する技術まで、細かく行政側は検討し、合理的で生産性の高い最新の漁業の術を漁業者に求めてくるのである。その結果、河川の漁法は画一化の傾向にある。

河川はある種の「工場」のように、鮭という「商品」を作り出すが、その生産者が完全なる受益者となつていない点において、現代の鮭をつくる漁業は矛盾しているといえる。

「工場」と化した川で、「商品」と化した鮭とすることにどの程度のやりがい・喜びを漁業者が見いだしているのかを我々は考えなければならぬ。

## 2 大川鮭漁の概要

新潟県岩船郡山北町は新潟県の最北端に位置している。町の大半は重畳たる山並みに囲まれ、その合間をぬうようにして流れる中小の河川沿いに集落が形成されている。山北町の北部、大川郷の谷筋を東西に流れる大川では、一見、現代の漁撈技術の進展から取り残されたような、自給的・個人的漁法が展開されている。

大川水系で漁獲される魚類は、鮭・鱒・鮎・鱒・

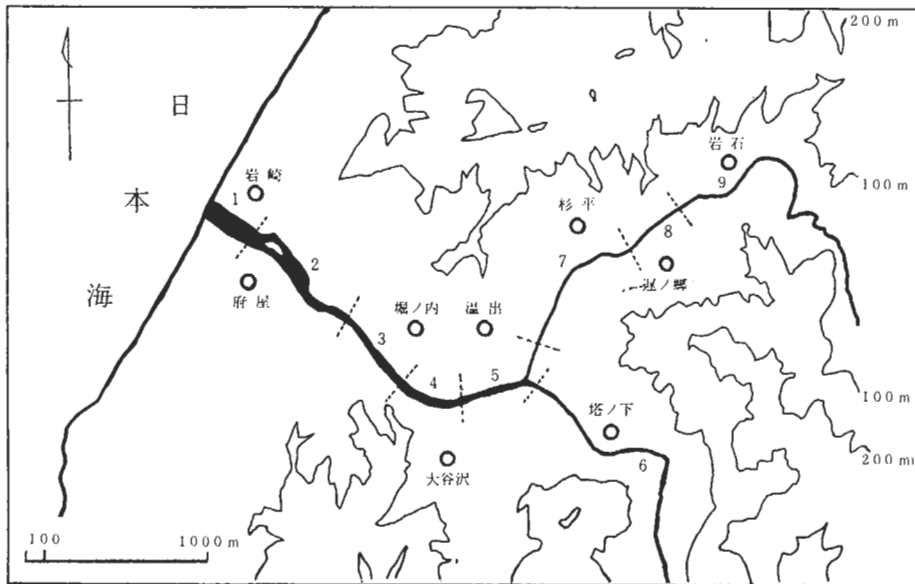


図2 大川の漁場区

1. 第1漁場区	岩崎	4. 第4漁場区	大谷沢	7. 第7漁場区	杉平
2. 第2漁場区	府屋	5. 第5漁場区	温出	8. 第8漁場区	遅ノ郷
3. 第3漁場区	堀ノ内	6. 第6漁場区	塔ノ下	9. 第9漁場区	岩石

鮭・山女・岩魚・虹鱒などで、かつては八目鰻などもとられていた。そのうち鮭に限って「イオ」、あるいは「イオボヤ」と呼び、魚の代表として扱っている。

大川の魚類を管理するのは、山北町大川漁業協同組合（漁協）で、大川水系の各種淡水魚の採捕権を有している。組合員は六二〇名（昭和五十八年）で、これらは各種淡水魚の採捕許可を漁協より受けているが、鮭の採捕に限って漁協の内務機関である鮭鱒部会に加入することが必要である。

鮭鱒以外の魚種は釣遊魚であり、例えば鮎は六月の解禁後、友釣り・コロガシ釣りなどととられ、また、鑑札の販売により組合員以外にも開放されている。

一方、鮭に限っては、鮭鱒部会員のみが各個人単位で採捕を行ない、それ以外に開放されることは絶対にならない。鮭鱒部会に加入するためには、岩崎・府屋・堀ノ内・大谷沢・温出・塔ノ下・杉平・遅ノ郷・岩石という九地区のいずれかに居住していなければならぬ。鮭鱒部会への新規加入は、まず地区の漁協役員への推薦を受け、資格審査委員会が承認されなければならぬ。その資格は親から子へと譲り渡すことができ、その際は組合長の承認を受けるだけでよい。

鮭の漁期は九月二十五日から、翌年一月三十一日までの約四か月間であるが、これはあくまで公認の漁期であり、個人単位で漁を行

なうために、実際は鮭漁従事者ごとにまちまちである。鮭の遡上の活発な十一月末から十二月初頭が漁の最盛期で、このころには鮭漁従事者は、川原にある各自のコド小屋（漁小屋）に泊まり込むことが多い。

大川の鮭漁場の使用慣行は特徴的である。鮎など鮭以外の魚種の場合、採捕許可を受けた者は大川水系のどこでもとることができるのに対し、鮭だけは漁場を九地区で九つの「漁場区」にわけ、鮭鱒部会員はそれぞれ自分の住んでいる地区の「漁場区」以外では鮭漁を行なえない。各地区では「漁場区」をさらに細かく「場所」という漁区に区切り、鮭鱒部会員はそれを入札やクジ引きで割り振ってそれぞれで管理する。各場所は定員一名で、漁撈はすべて個人で行ない、他人の「場所」では鮭をとることはできない。

大川で鮭漁を行なう人々は川の態様を良く観察し、その状況を十分に把握している。そして、鮭の遡上の際の動き方、道筋など鮭に関する経験的・伝承的な知識のもとに漁を行なっているのである。鮭は、「淵などの深い所で休みながらイオミチ（遡上流路）を通してホリ（産卵床）へ遡ってくる」と考えられており、川の状態にあわせて複数の漁法を展開している。

### 3 漁法の分類

#### (1) イオミチ（遡上流路）の漁法

イオミチでの漁法は遡上する鮭をとるもので、大川の漁法の中となつている。

遡上の初期は鮭の個体数が少なく、産卵期にも達

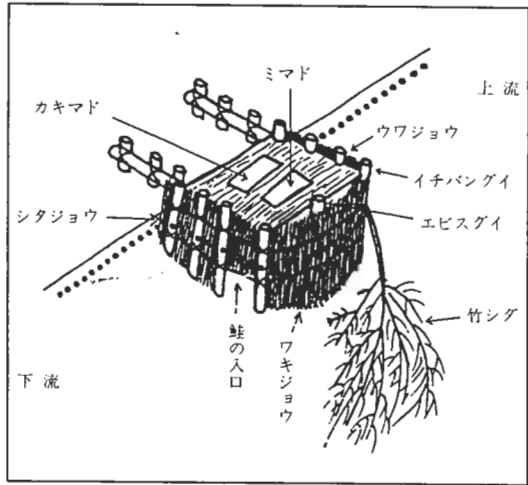


図3 大川のコード（『山北町の民俗』より）

していないので、ホリでの漁獲は困難であり、イオミチでの漁獲が主体となる。イオミチでは、コード・モツカリと呼ばれる集魚装置を河中に設け、そこに寄ってきた蛙をカギでかきとる漁法が行なわれている。

コードを用いる漁法は、現在、この大川においてのみ行なわれており、他の地方ではその類を見ない。明治時代の漁法・漁具の総覧である『日本水産採探誌』では、コードの形式、漁獲法について次のように解説している。

「固篋の字義未だ出典を詳にせずと雖も曾て水産博覧會の出品に此の字面を用ひたり因て今之に従ふ越後國山熊田川（筆者注 新潟県山北町大川をさすとみられる）に於て固篋と稱ふるは蛙を捕獲する爲め設くるものにして其法蛙の遡る季節に先たち豫

め河中に雜木を打立て其骨格を作り上流一方のみを堅固に装置し水路に順ふて流れの緩急を調理し而して捕獲すべき季節に至り柳枝或は茅類を以て其四方を覆ひ唯向ふの一方の水底に口を存し魚の出入を自在ならしめ上面に床状のものを架し此に甲乙二個の口を具へて捕魚に便にし時々其口より内部を掃除して清潔にし然る後葉付竹を其邊に覆ふ是れ魚をして蔭影を慕はしむるに在り又上流の水底に枝葉を入れ固篋中流勢の緩急を斟酌す此の葉付竹と枝葉を装設するの巧拙如何に依り捕獲の多寡に影響すること大なりとす魚を漁するには固篋の近邊に一小蝸窟を設け漁者常に之に居り時々巡廻して固篋中を窺ひ雄魚入り來るれば上面の口より鉤を下し打懸けて捕獲するなり故に魚を獲るに於て曾て身を勞することなし時として雌魚共に入れば雄魚のみを捕り雌魚に及ばず是れ雌魚を此に存すれば以て雄魚を誘致するを以てなり故に雌魚は意に任せて或は産所に至り或は固篋中に來り漁人あるを知らざるもの、如く他魚も亦怡々として來り共に游泳す且魚の蔭翳を慕ひ其中に入るや人蔭なきを以て泰然眠るが如く魚體に鉤を接し静かに左右するも決して驚散せず是を以て獲る所の數甚だ夥多なりと伝ふ 此の漁を爲すに各種の屬具を要す因て之を左に列除す

- 一 固篋鉤
  - 二 引 鉤 以上二品共に魚を懸け捕るに用ふ
  - 三 イブリ 固篋中を掃除するに用ふ
  - 四 ザリカキ 固篋中の砂を除くに用ふ
  - 五 熊 手 固篋中の石を除くに用ふ
  - 六 カツサベ 土砂を掘るに用ふ
- また、山口和雄は『日本漁業史』の中で、「越後

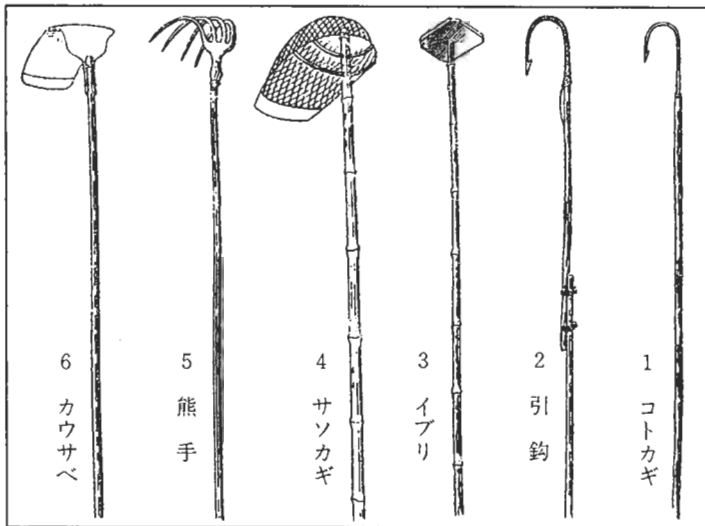


図4 山熊田川のコードの用具（『日本水産採探誌』より）

岩船郡山熊田川に於ては固篋と稱する特殊のサケ漁法が行なわれた。「第一回水産博覧會審査報告」に「夫レ固篋ハ古來越後地方ニ行ハル、ヲ知レトモ之ヲ使用スル所ハ未タ多カラスト聞ク」とあり、既に江戸時代には比漁業の行われたこと明らかである。篋は鳥籠である。河の上流に雜木・柳枝・茅類を以て作られた丁度鳥籠の如き形のを常設し、その

一方の水底に入口を設け、上部に二箇所の孔をあく。サケが陰影を慕ってその中に入った時、この孔から鈎を以て捕るのである。」と、コド漁について説明している。

「両書ともコドを「固筈」と表記しているが、「改訂綜合民俗語彙」では、「コドは古筈か」とされており、コドの語義は明確ではない。

コドについての報告は以上にとどまらない。羽柴雄輔は、明治二十一年に府屋・堀ノ内を訪れ、コドとそれに使用する漁具のスケッチを行っており、当時のコドの形式を知る上で重要な手がかりとなっている。また、大塚幹士は、山形県赤川にもかかわらずコドが存在していたことを指摘しており、コドの分布を考えるための貴重な資料を提示している。そして、越後の鮭漁の資料収集に精力的な伊藤栄来子も大川の漁法について詳細な報告をしている。

コドは現在、新潟県にコドI型と後述するモツカリのことで、通常コドといった場合、地元の人々はコドI型を指している。

コドの製作手順、および構造は以下のようになる。コドを作るためにまずコドの付設場所を選定する。コドに適しているのは、ある程度の流れと深さがあり、川底が玉砂利状になり、上手が少し浅めになっている所である。自分の「場所」（漁区）にこのような所がないと、コドを付設してもその効果はあがらない。良い付設場所を見つけないのは年季がかり、何年もコドを作っている人と、作り慣れていない人ではコドをまったく同じように作っても、付設場所に違いがあるので、鮭の入りに大きく差が

くそうである。

付設場所が決まると鮭の嫌う川砂をその周辺の川底からカワジョレンやカツサベという道具でかきとり、スジと呼ばれる魚道を作る。これが終わると杭打ちで、イチバングイから順に、ウワジョウ（上流）側の杭を打って、横木（ウシ・ノタリという）を藤のつるなどで結わえ固定する。次にシタジョウ（下流）側も、ウワジョウ側と同様に先の方から順に杭を打ちつける。これでコドの大まかな骨組みが出来上がる。杭打ちはコドの製作で最も疲労度が高く、力の要る作業である。したがって、杭を打つ前にカナデコという鉄棒で川底を突いて杭を打ちやすくする。

骨組みのウワジョウ側にタレと呼ばれる簀の壁をとりつける。簀は、以前は笹や川岸にはえているネコヤナギの葉枝を用いていたが、現在ではヨシや杉皮、檜の枝などを混用する。これらの材料は割竹ではさまれ、藤のつるでしっかりとウワジョウ側の杭に固定される。タレの下部にはめくり上がらないようにガラスが入れられる。

ここまでで作業は一段落し、ウワジョウにあたって変化する川の流れ具合を調整する。しばらくの間はこのままの状態では川の流れによってまわりの砂を除去する。イチバングイ側の川底が掘り下げられた段階で、シタジョウ側にタレをとりつける。シタジョウのタレは、下が横一尺五寸、縦一尺ばかり開いており、ここから鮭がコドの中に入るようになってくる。次にワキジョウといってコドの先の部分にタレをきっちりつけて、その中心部にエビスグイと呼ばれる鮭の入り方を左右する重要な杭を少し斜めに傾

けて打ちこむ。エビスグイを打つことによってコドの内部に適度な水の流れができ、それに乗って鮭がコドの中に入ってくるといわれている。

これで本体の完成である。この本体の上部には、人が乗っても大丈夫のように藁や萱のフタをはる。そこにはミマドとカキマドの二つの穴があり、ミマドから中を覗いながら、カキマドにカギを差し込んで鮭をかく。普段は藁束で覆いをしておく。コドの中には鮭が休息しやすいようにナカザサ（サケジョウ・コドブシなどともいわれる）という熊笹を束にして石に結わえつけたものを入れる。コドの外部にはタケシダという葉付きの竹を流してコド後部の流れを調節する。

最後にタユウ様（神主様）からもらって来たエビス様のお札を、エビスグイに紅白の水引きで結びつけ、お神酒をかけて大漁を願う。

コドの製作は、だいたい八月末から九月中旬の期間に行なわれ、慣れた人でコド一基あたり実働約三日の労力が必要である。

次にコドII型、いわゆるモツカリについて概略を説明する。

モツカリはコドを簡略化したものと考えてよい。まずコドのウワジョウの部分だけを作り、そのイチバングイの所にタケシダを流しただけという簡単なものである。モツカリではカギでタケシダの下を探るように動かし、手応えがあればそれをかきとる。

モツカリとは「腹がたつ」という意味で、コドよりも鮭をとり逃がすことが多く、腹がたつことからこの名がついたといわれる。このモツカリも現在では、「コド」と呼ばれることがあるが、厳密にいえ

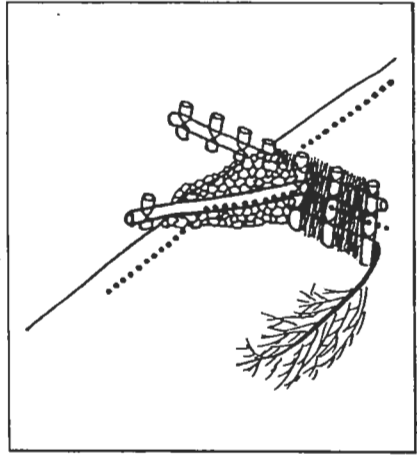


図5 大川のモッカリ  
(『山北町の民俗』より)

ば「コド」はコドI型をさす。数的にはモッカリの方がコドに比べて圧倒的に多いが、これはモッカリを製作したり、それで漁を行なうのに特別な熟練した技術を持っている必要がなく、手軽に行なうことができるためと考えられる。

コドとモッカリでは、その仕組みに精粗の差があるものの、ともにいえるのは、装置自体の目的・構造からして鮭を一定の位置に誘引するのみで、鮭の行動には何ら掣肘を加えないということである。したがって、この装置だけでは漁獲までは成し得ず、必ずカギなどの別個の主漁具に頼らざるをえない。しかし、この装置が適切に設置された場合、カギ・ヤスなどの主漁具のみで行なわれた漁撈と比べ、より能率的で正確であることはいうまでもない。

(2) 淵(潜伏深所)の漁法

鮭の活動は通常夜間に活発で、昼間は川の屈曲した深みや、産卵床の近くの深暗部に潜む習性がある。しかし、このような潜伏深所では、魚影を確認する

ことが非常に困難である。したがって、ここにおける漁はトアミヤヤスをあてずっぽうに投げ込む方法が用いられている。イオミチのように副漁具を設置することができないので、漁の効率はいさぎよいとはいえない。

現在、大川漁協では魚体の損傷を最小限に抑える

図6 コドの骨組と製作手順

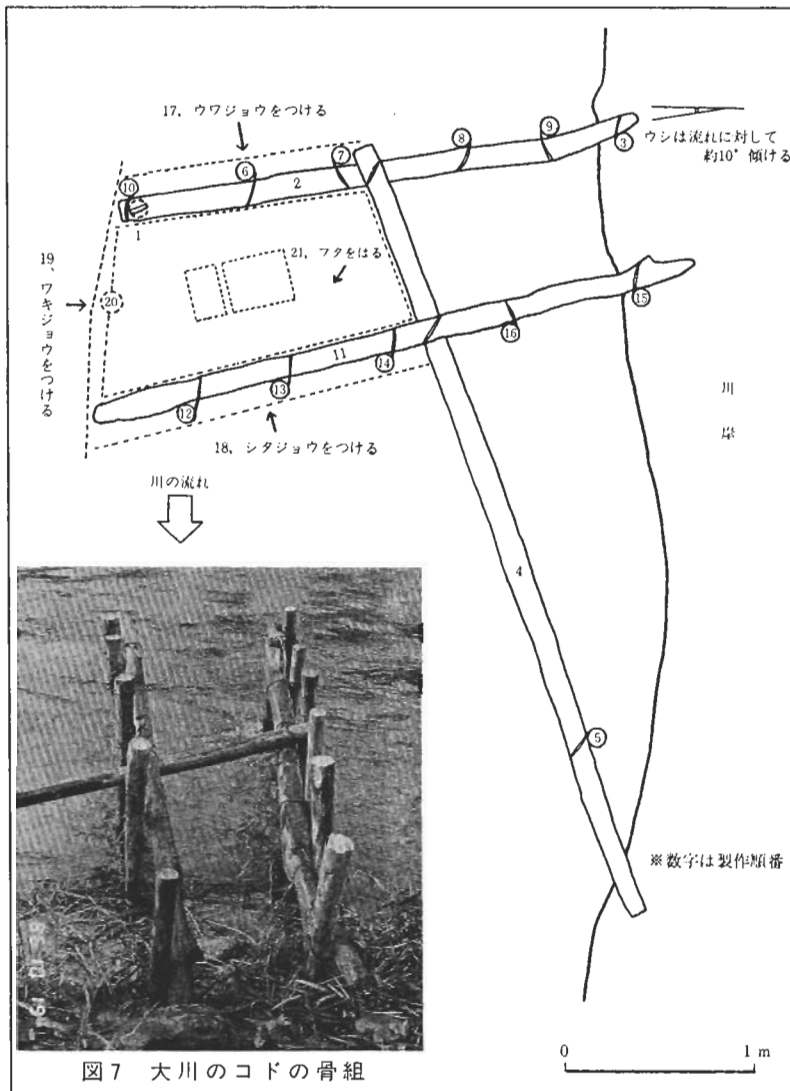


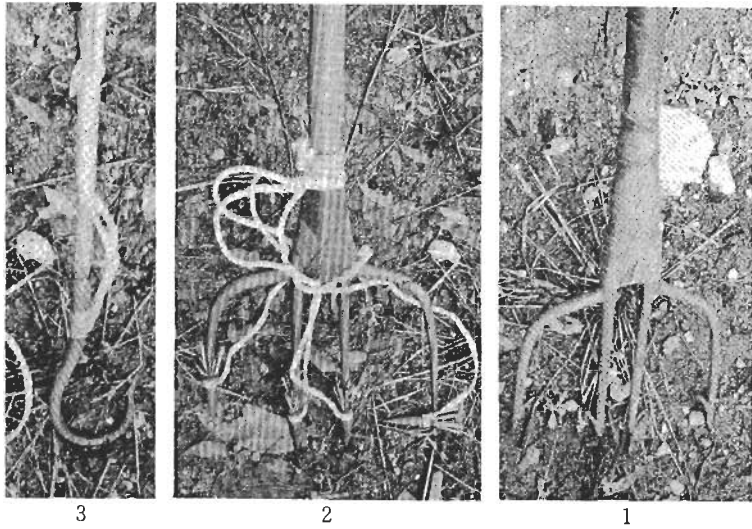
図7 大川のコドの骨組



ためにヤスの使用を自粛している。これは昭和六十年から先の措置であり、それ以前にはウメヤス(先端が固定式)、カサヤス(離頭式)という二種類のヤスを用いていた。カサヤスは鮭にくいこむとはずれにくいので、一匹のみを狙う時は有効であるが、複数の鮭がいて素早いヤスさばきが要求される

図8 大川のコードの用具(現用)

- 1 ウメヤス(固定式) 2 カサヤス(離頭式) 3 カギ(離頭式)



時は、ウメヤスの方が扱いやすい。柄は四く六メートルで、丁寧な人になると柄の表面をウルシで固める。

### (3) ホリ(産卵床)の漁法

産卵床のことを大川ではホリ、あるいはホリツパと呼び、蛙が多く集まるので良い漁場とされている。

ホリにおける漁法は、第二次世界大戦前までホリマチカギという漁法が行なわれていたが、現在ではオトリを用いる漁が行なわれている。

ホリマチカギ漁は、普通の釣の一・五倍くらいの大さきのカギを使用していた。カギを上向きにして川底につけておき、柄を耳にあて蛙の出す砂かきの音で蛙との距離を計り、カギ先にぶつかったところをかきとるといふ、まさに名人芸ともいえる漁法であった。カギへの当たり具合でカナ(カ)かメス(メ)か識別でき、メスと判断した場合は、これが自然のオトリとなってカナを何匹も誘致するのでとらなかつた。水が濁っていてもその手応えで蛙の居場所を知ることができる。しかし、その技術が熟練を要するものであっただけに、現在ではこの漁法を覚えてやっている人はまったくいない。

オトリ漁はタネイオ(オトリの蛙)の口から鰓はらに四く五メートルのタネイトを通し、竹竿につないでホリに流し、これに寄ってくる蛙をカギやヤス、トアミでとる漁法である。メスのタネイオにはカナが、カナのタネイオにはメスが寄り、漁の開始期にはカナが多く遡上し、盛漁期にはメスが多く遡上するのでそれに合わせてオトリを変える。タネイオはコードでとった蛙を利用したり、他の人がとった蛙を譲り受けたりして入手する。

川岸に立って蛙がタネイオに近付くのを見張るのだが、その際、自分の影が水面に落ちないように杉や竹、椿などでカザミという垣をつくる。このカザミに隠れ、できるだけ低い姿勢で見構える。

大川においてホリはどこにでもあるといったものではなく、テスイ(湧水)のある浅い玉砂利底のと

ころにできる。これは、年ごとに大きく位置が変化することはなく、毎年一定の区画に形成されるらしい。

## 4 漁場の使用慣行

大川の鮭漁法はいずれもそれが行使される場に良く合った効果的な漁法である。鮭漁従事者は各自の——実は共有されたもののだが——経験的・伝承的知識によって、それぞれの「場所」に最適と判断した漁法を展開しており、この判断が漁獲を高める重要な要因の一つとなっている。

しかし、自分の「場所」に最適の漁法を用いたとしても、その「場所」自体が優れた漁場でないと言にならない。自分の漁場——「場所」内で最良の漁法を選択するということとともに、その前段階で自分の漁場として最良の「場所」を確保することが、漁の決め手となるのである。次にこの「場所」の使用、つまり漁場の使用法について考えてみたい。

大川の漁場は先にも述べたように川を九地区で九つの「漁場区」に分け、鮭鱒部会員はそれぞれ存在している地区の「漁場区」をさらに細かく「場所」に分ける。九地区の「漁場区」は、下流から第一漁場区が岩崎、第二漁場区が府屋、その後順に堀ノ内・大谷沢・温出・塔ノ下・杉平・遅遅ノ郷・岩石となっている。漁協によって規定されている「漁場区」の区域は、第一漁場区が羽越本線大川鉄橋下流端より大川橋上流一〇〇メートル地点まで、第二漁場区は府屋橋上流大川谷小学校校門まで、第三漁場区が大谷沢金山まで、第四漁場区が大谷沢橋下流一四〇メートルまで、第五漁場区が中継川合流地点上流一〇

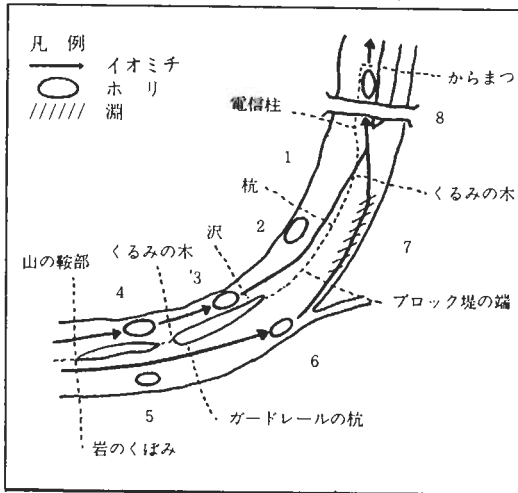


図9 大谷沢のイオミチ、ホリ、淵

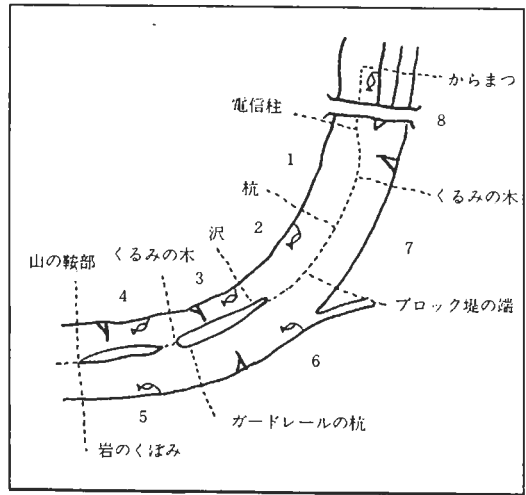


図10 大谷沢のコド類、オトリ

○メートルまで、第六漁場区が神馬沢頭首工まで、第七漁場区が中継川合流地点より遅ノ郷字境まで、第八漁場区が杉平より岩石字境まで、第九漁場区が遅ノ郷字境より上流小俣川流域となっている。この「漁場区」範囲は、実際には地区間の折衝によって調整されいくぶんずれている。現在の漁協は第二次世界大戦後の生産協同組合法施行によって、従来の組織が改編されたものであり、この「漁場区」は漁協設立以前からの制度を踏襲している。

「漁場区」はさらにいくつかの「場所」に分けられている。「場所」の境界は川の状態に大きな変化がない限りほぼ一定している。境界の目印には、立ち木・丸石・岩・沢・山などの自然物や、電柱・ガードレールの支柱・杭・橋などの人工物を用いる。「場所」の使用期間は、鮭漁の漁期と同じである。そして「場所」は毎年、入札やくじ引きで分けられる。これをカワワケという。入札で集まった金は、鮭漁の運営に地区がまだ関与していた昭和三十年代まで、漁業税として使う分以外は、すべて地区のムラマンゾウ（村万雑地区の経費）に充てられていた。しかし、現在は孵化事業など、組合維持費として各地区に負担金が課されるため、入札金はほとんどこれにまわされる。入札金のみですべてのムラマンゾウを賄うことができた時期もかつてはあったといわれ、「鮭川」からの収益は地区にとって重要な財源であった。ところが、第二次世界大戦後の法令改正にもとない、鮭漁の運営が各地区から漁協へと移管されたことにより、各地区にとつて「鮭川」の共有財産的な性格がしだいに弱まってきた。

昭和三十〜四十年代にかけては、まだ地区ごとの権限が根強く残っており、カワワケは地区の行事として地区総代宅で総代の取り仕切りのもとで行なわれていた。その後昭和五十年代に入って地区からますます鮭漁運営の権利が切り離されて、今ではカワワケは公民館などで組合総代の取り仕切りのもとに組合事業の一環として行なわれている。

カワワケは、毎年八月十五日に行なわれているが、この日はマンゾウワリの日といってムラマンゾウの収支決算、前期分（半年分）の納入を行なう日でもある。

カワワケの日には、朝早くから鮭鱒部会員が集まって川の下見をする。そして、「漁場区」の境と「場所」の境を確認し、公民館で入札する。入札は組合総代の立ち合いのもとで行なわれる。

各場所には番号がつけられており、その番号をクジによって選び、出た順に入札していく。入札に参加している者は入札場所の良否を計って値段をモトフダ（用紙）に記入し、立ち会い人がそれを集める。その後でサシヒキといって、自分のモトフダの金額にサシたり（加える）、引いたりする。そして、モトフダを開票し、サシヒキの金額を加減して全員の入札金額を確認する。最高額の者の名を呼び上げ、全員で手打ちをしてしめる。これを「場所」ごとに繰り返していくのである。入札が終わると落札者は落札金の半額をその場で納め、残りの半額を十二月七日のサンキータテ（残金立て）の日に納める。

このようにして鮭漁従事者は各自の「場所」を決定していくのであるが、それではない彼らほどどのような「場所」を漁に適とし、或いは不適と見な

昭和三十〜四十年代にかけては、まだ地区ごとの権限が根強く残っており、カワワケは地区の行事として地区総代宅で総代の取り仕切りのもとで行なわれていた。その後昭和五十年代に入って地区からますます鮭漁運営の権利が切り離されて、今ではカワワケは公民館などで組合総代の取り仕切りのもとに組合事業の一環として行なわれている。

カワワケは、毎年八月十五日に行なわれているが、この日はマンゾウワリの日といってムラマンゾウの収支決算、前期分（半年分）の納入を行なう日でもある。



しているであろうか。

この問題を解くにあたって、まず「場所」の態様と、各「場所」ごとの漁獲高の相関関係を見るという方法が考えられよう。しかし、大川の個人的漁業経営においては、正確な漁獲の実数を把握することは困難であることからして、この方法は必ずしも適切ではない。実際の漁獲は、漁場が選択され固定された後に行なわれること、そして漁撈活動自体が不確実性に満ちているために、そこであがった数値は、漁民の漁場に対する志向度を確実には反映しないと見える。つまり、漁獲高は「場所」選択後の結果であり、前年度の漁獲高が「場所」の良否を判断する際に参考程度にはなり得るが、漁民の認識論的な規準としては、それだけでは不十分であろう。むしろ、大川の鮭漁の入札という漁場選択の方法から鑑みて、「場所」の落札金額の高低と「場所」の態様、あるいは漁法・漁具の行使との相関関係を考えた方が「場所」―漁場に対する認識をとらえる上において有効だと思われる。この点について大谷沢を例に見てみよう。

図9は昭和五十八年度の大谷沢の第四漁場区におけるイオミチ・ホリ・淵の位置図、図10は昭和五十八年度のコード類（I型とII型）とオトリの設置図、表1は昭和五十八年度の漁業の入札状況である。

図9からわかるように大谷沢には六か所のホリがある。イオミチは一、二、三、四番側と、五、六、七番側の二本であり、これは八番付近で合流する。三番の「場所」にあるホリはデスイが良く、最もよいとされている。一番は浅すぎて最盛期にしか鮭の通らないイオミチ、反対に七番は深すぎて魚影を確

表1 大谷沢の鮭の漁場の入札状況

(昭和58年度)

落札金額 額順位	「場所」 の番号	入札 順番	落札金額 (円)	副漁具
1	3	1	158,000	コード類 オトリ
2	4	2	135,800	コード類 オトリ
3	8	8	95,000	コード類 オトリ
4	6	3	81,000	コード類 オトリ
5	2	7	75,000	オトリ
6	5	4	51,500	オトリ
7	1	6	43,010	なし
8	7	5	35,000	なし

かめることのできない淵である。図10とこれを照らしあわせてみると、各ホリでは例外なくオトリが使われており、それ以外ではオトリは使用されていないことがわかる。イオミチには、浅すぎる一番と、淵になった深みの七番にはコード類は設置されていない。また、イオミチが川の中心寄りから離れている二、五番にもコード類は設けられていない。ただし、二、五番にはホリがあるのでオトリが使用されている。一、七番という主漁具（カギ・ヤス・トアミ）のみで漁を行なっている「場所」とは、川の自然条件に違いがある。

昭和五十八年度の入札状況は、三、四番の落札金額が高く、一、七番の金額は低い。これと漁法の関連をみると、一、七番などコード類、オトリの副漁具を使用できない「場所」ほど落札金額が低く、反対にすべての副漁具を使用できる「場所」ほど、その金額が高いということが出来る。

副漁具をすべて使用できる「場所」は、三、四、六、八番で、落札金額上位四位までを占めている。

そして、オトリしか用いない二、五番が五、六位で、主漁具のみで漁を行なう一、七番が七、八位となっている。

この結果いえることは、鮭漁に関して希求される「場所」というのは、コード類、オトリなどの副漁具が行使できる所、すなわち、イオミチとホリを併せ持つところであり、逆にそれから離れていて副漁具の使用が不可能な浅瀬・淵などは漁場として低位に扱われるということがいえる。

## 5 結 び

第二次世界大戦後、大川の鮭漁はゆっくりとではあるが、国や県などの行政指導のもと近代化を推し進めてきた。そして、経済性を高め鮭の回帰数を増加させるといふ県の意向を受け、ついに昭和六十年には一括採捕―すなわち「漁場区」制度やコードなどの伝統漁法の撤廃―に動き始めた。

一括採捕は、現在、日本の河川鮭漁の中心的な漁法で、大川の南隣の勝木川でも良好な成果を上げている。この漁法は生産性の高い漁法で、その長所と



図11 境の目印一・二境

して、一か所で集中的にとることができるので労働投下が少なくてすみ、採卵事業にも都合の良い点、また河口付近で漁獲するため魚体に脂肪がのついで商品価値が高い点、そして遡上する鮭を逃がさず一網打尽にできる点などが考えられる。

これらの有利な特徴から、一括採捕への転換後に鮭漁の経済性が向上することを行政サイドが主張するのは理にかなっているし、大川の鮭漁従事者も当然その経済的な有効性を熟知している。しかし、もしその漁法が導入された場合、大半の鮭鱒部会員は部会を脱退するという意味を表明しており、経済性向上という要因では決して連帯してはいない。結局新漁法への転換は多くの組合員の反対に、時期尚早ということで延期された。

漁業は確かに経済的な営みの一つであり、日本人が生きていく上で重大な使命を負っているが、その側面に固執するだけで、生産者——漁民の抱く漁業観を考へることがなかったならば、今後、漁業の健全な発展は望むべくもない。故に、漁業政策にはその多様な漁業観を容認できるくらいの個別の対応が求められるのである。伝統的な漁業形態を非合理・非効率な過去の残存として否定し、近代化を推進するのではなく、それを通して我々は漁業観の多様性を探らなければならない。その作業は漁業を労働としてもう一度考へなおす良いきっかけとなりうるであろう。これが単に古きに接する甘いノスタルジックな感情論ではないことを御理解いただきたい。

### 参考文献

洪沢敬三「式内水産物需給試考」『洪沢水産史研究

室報告』2 日本常民文化研究所 昭和十七年

農商務省水産局編『日本水産捕採誌』大正元年

山口和雄『日本漁業史』東京大学出版会 昭和二十二年

民俗学研究所編『改訂総合日本民俗語彙』平凡社 昭和三十年

羽柴雄輔「竪穴に等しき小屋に属したる漁業」

『東京人類学雑誌』第二十九号 明治二十一年

大塚幹士「最上川水系の鮭漁と用具」『民具マンスリー』一五—五 昭和五十七年

伊藤栄来子「山北町大川の鮭漁」『高志路』二六—三三 昭和五十七年

筑波大学さんぽく研究会編『山北町の民俗』三 生業 昭和六十二年

謝 辞 小稿の作成にあたって御助言をいただいたさんぽく研究会諸氏、そして調査の便宜をはかっていただいた山北町教育委員会、大川漁協の方々に厚くお礼を申し上げます。

著 者 茨城県つくば市在住 筑波大学大学院 新潟県山北町大川、千葉県手賀沼など内水面漁業の研究を行なう。論文「漁業民俗誌」など

## 日本民具学会

### シンボルマーク公募のお知らせ

昨年度、シンボルマークを公募したところ、応募要領が周知しなかったため応募数が少なく、再募集することになりました。会員の皆様のふるっての応募を期待いたします。

応募要領は左記の通りですが、作成委員会で作品化しますので、アイデアだけでも、また、デザイン

の簡単な素描だけでも結構ですからお気軽に応募してください。

### 記

- 一、シンボルマーク 日本民具学会の活動を表わすもので、シンボルマークは学会の出版物、大会など各種催し物、封筒などに使用する
- 二、応募方法 官製薬書きの裏に黒のボールペン、インク、鉛筆で記す。完成作品、素描だけのもの、アイデア(例：楕をデザイン化して欲しい)のもの、いずれでも結構です。デザイン化・作品化は委員会で行ないます。ロゴ(文字)をいれる、または、指定しても結構です。
- 三、応募締切り 昭和六十四年三月末日
- 四、応募先 〒二二一 横浜市神奈川区六角橋三—二七 神奈川大学日本常民文化研究所内日本民具学会シンボルマーク作成委員会
- 五、入賞作品 入賞者には薄謝ならびに賞状を授与します。

## 日本民具学会研究会のお知らせ

### 第三十六回研究会

期日 二月二十日(月)午後六時から

場所 東京都港区三田三丁目一—一八—三

神奈川大学日本常民文化研究所三田分室

(三田二ノ橋第二秀和レジデンス八階)

電話〇三—四五五—三八三〇

発表 坪郷英彦氏「技術調査(籠・桶・鍛冶)

について」

## 講座 ビデオと8ミリ映画の撮り方・作り方 ⑧

民俗技術を動態保存する映像制作の心得 7

### 音響効果と録音の仕方

諸岡 青人

#### (1) 音響の効果

この講座の第一回において、「映像と音響の同期効果（シンクロナイズド）」に関する説明の折、トキノキの伐採場面を引用したのを思い起こして頂きたい。木を挽く鋸のカットで、鋸の運動とともにその音響が運動することによって、「鋸挽き」の視聴覚二つの情報が認識され、次のカットが「紅葉の梢」の映像に変わっても、あるいは「夜の林」にO・Lとしても、鋸挽きの音さえつながって聴こえれば、鋸は見えなくても、鋸挽き作業は続いていると認識されるのである。

このように音響は映像に代わる役割をすることができ、また、音響と映像との関係はプラスの効果のみでなく、相乗の効果を表現することもできる極めて大切なものである。

#### (2) 音を効果的に録音するための工夫

現在のビデオカメラには、ほとんどボディーマイクが付いているので、音が良く録れる。そして自動的に音量調整のできるAGCという機構がついているので、だれでも映像と一諸に同時録音ができるようになってきている。しかし、マニュアル（手動）で録りたい時に、このオート機構が邪魔になる場合がある。それは、大き過ぎる音を適正レベルに抑えてくれる

と同時に、適正な別の音まで小さくしてしまうことである。つまり狙っている音を強調したいとき、その音がうまく録れないことが起こる。例えば、秋の夜の静けさの中で、かすかに聴こえるコウロギの鳴き声も利かせながら、民具作りの削り音も適正レベルに録りたいとき、コウロギの鳴き声が消されてしまふ、というような場合である。このようなときは、

マイクをカメラから少し離して、コウロギの方に近づければ、効果的な音響と映像が得られることになる。つまり、カメラに固定されたボディーマイクではなく、マイク位置を自由に変えて、音量の大小を選択調整したのである。そのためには、写真に示すように、ボディーマイクを取りはずし、その入力端子に別のマイクのコードを差しこめば、マイク位置を任意の所に移動することができる。人間の耳は眼と同じように騒音の中でも聞きたい音を選択して聴いているが、ボディーマイクでは、それができないので、撮影中の音響バランスがどのように録音されているかを確かめるためには、ヘッドホンかイヤホンで音を聴きながら撮影録音する。いわばヘッドホンは、音のファインダーのようなものである。屋外撮影でマイクが風にさらされるとき、ボーボーという大きな雑音が、AGCにより強調されることになるので、大切な録りたい音が消されてしまう。このようなときは、風除けをカメラの横に立てるとか、写真のようにマイクの風防カバーを更に厚いスポンジで被うことが必要である。

以上のように、不必要な雑音や騒音に災いされることなく、音を正しく整理選択して録音するために、レンズの種類にワイドレンズ・標準レンズ・望遠レ

ンズがあるのと同じように、マイクロフォンにも種類がある。

#### (3) マイクロフォンの種類

マイクロフォンは大別して、①無指向性 ②単一指向性 ③超指向性の三種類がある。

① 無指向性マイクというのは、あらゆる方向から来る音に無差別に反応して、マイクの周りの音をすべて拾ってしまうのである。いわば魚眼レンズのような超ワイドレンズのようなものである。

撮影を行なう環境が静かで、撮影する被写体しか音を発しない場合に、あるいは学会の大会の会場とか、講演とか、結婚式の席上などのように、その場所の雰囲気、音も含めて録りたい場合に適している。民具を使う場面とか、作る場面を撮影する時は、これでも良い。フォームビデオカメラに内蔵されているマイクは、一般にこのタイプが多い。

② 単一指向性マイクロフォンは、マイクを向けた方向の音を強くキャッチし、周りの音を弱く拾うマイクである。街頭の雰囲気も多少とらえながらの街頭録音などに用いられるのは、このタイプである。民具撮影を行なう場所が、道路に面していて、トラックなどの車が頻繁に通るような雑音の多い所での録音には、このマイクの方がよい。一部のフォームビデオカメラのボディーマイクに、多少用いられているものが出回っているので、ビデオカメラを購入するときには、カタログや店頭などでよく確かめてから買い求めることが望ましい。

③ 超指向性マイクロフォンは、単一指向性マイクより更に指向性が強く、マイクの横や後ろから来る音は全く受けつけない。レンズでいうならば望遠

ボディーマイク付きビデオカメラ



ボディーマイクをはずす



別のマイクコードを差しこむ



差しこみ穴大小別売りジャックで調整



厚手スポンジと輪ゴムで風防



レンズに相当するものである。遠い被写体をクローズアップで撮影するような時、マイクを被写体のそばまで持っていかななくても、アップで音を録ることができる。別名望遠マイクともいわれる。港で遠くを航行する船上の作業音などを録るときに便利である。また、民具撮影の場合、指先の細かい作業音を効果的に録音したいときは、このマイクがよい。

④ その他の特殊マイクに、ワイヤレスマイクとか、リボンマイク（またはピンマイク）というのがある。ワイヤレスマイクというのは、離れた所の音を録るための小形の送信機のようなもので、FMバンドとかUHFの極超短波を飛ばす携帯無線装置である。リボンマイクまたはピンマイクロフオンは、発音者の襟元につけるリボンや、ネクタイピンの形をした小形のマイクである。これは発音者の移動する被写体で、特に演劇舞台などの場合、長いマイクコードを引っ張り回して興覚めにさせないために、ワイヤレス式のものを用いれば目立たない。コード付きのものは、コードを衣類の内側を通して目立たないようにする。

(4) 音の処理とアフレコ・ダビング

本論に入る前に、最近ダビングについて、誤って用語が使用されているので、これをまず正しておくたい。単にビデオテープをコピーすることをダビングといっているが、これは誤りである。コピーはあくまでコピーで、ダビングとは、二つ以上の音の素材をだぶらせる録音処理を指している用語である。本講における「ダビング」の用語を、右のように認識統一して講を進めたい。もし用語を混乱して使用している人が、周囲にいるときは、そつと注意してあげ、早くこの混乱を蔓延させないよう協力して頂きたい。

アフレコというのは、アフターレコーディングの略語で、撮影の後で音を映像に合わせて録音することである。最近流行の外国映画で、会話する人物の口の動きに合わせて行なう日本語の吹き替え録音も、アフレコの一つで、アテレコなども言っているが、本来は、映像のみ先に撮影して、後で自分の口の動きに合わせて音声を録音することをいう。

ビデオや8ミリ映画に入れる音には、①現実音と効果音、②せりふ、③ナレーション、④音楽の四つ

誤植訂正

七六号映像講座二一ページの写真説明「ハイアングル」と「ローアングル」が逆になっているので入れ替えてください。

の音があり、これらの音をアフレコしたり、ダビングして映像に組み合わせて、その作品を完成させるのである。

撮影台本に基づいて撮影を済ませたビデオテープやフィルムは、オリジナルの素材原版（マスター）であるので、これに音響をアフレコやダビングをして完成させるのであるが、万一その作業中にミスをして、大切な原版を損耗すると、取り返しのつかないことになるので、コピーを起こして、原版は保存し、編集やダビングは、このコピーで行なうようにする。編集とは、一度でOKカットが撮れず、失敗したカットや、余分な部分を取り除いたり、前後などを整理調整する作業で編集したものを映画ではダビングポジ、ビデオではダビング用マスターという。

### 第十三回日本民具学会総会報告

総会は十月九日午後一時より、千葉県館山市海幸苑で開催され、岩井会長のあいさつに続き、議長に大脇直泰氏を遣出し、議事に入った。

一、昭和六十二年度の会務報告が神野理事より、決算報告が中村理事、監査報告が五十嵐監事よりあり、いずれも承認された。

一、昭和六十三年度の事業計画について、まず佐野理事より会誌・会員名簿の発行、研究会の開催、会誌バックナンバーの製本頒布(別記)、シンポジウム記録の発行(別記)、シンボルマークの募集(別記)について、木下理事より「日本民具学会論集2 山と民具」の刊行について、論集3の共通テーマを「信仰と民具」として編集を進めることについて(詳細は本誌七七号参照)、また、田村理事より研究奨励賞の審査経過と結果の報告、今年度の審査基準の変更と応募方法について(別記)、それぞれ提案があつて了承を得た。

一、会則の変更について、田村理事より提案があり、第六条(理事定数)、第十三条(年会費)を中心に審議し、別記の通り理事定数増、会費の値上げなどを決定した。

一、役員改選は角山幸洋氏を座長に選出して進められ、総会で評議員を、新評議員会で理事を、新理事会で会長を別記の通り選出した。

一、第十四回大会について木下理事提案により、昭和六十四年十月九、十日に福島県田島町で開催することを決定、田島町の五十嵐教育長からあいさつがあつた。

なお、総会に先立ち評議員会を開催し、会則変更について討議の上承認を得た。また、総会終了後新理事会を開き、会務運営のための委員会を別記の通りとり決めた。

### 昭和62年度 日本民具学会決算

### 昭和63年度 日本民具学会予算

#### <収入の部>

科目	予算額	収入済額	増減	備考
	円	円	円	
前年度繰越金	30,284	30,284	0	
会費	1,680,000	1,616,500	△ 63,500	462人
雑収入	50,000	4,301	△ 45,699	バックナンバー 2,000 利子 2,301
特別事業積立金	400,000	400,000	0	
計	2,160,284	2,051,085	△ 109,199	

#### <収入の部>

科目	予算額	備考
	円	
前年度繰越金	49,375	
会費	1,820,000	3,500×520人
雑収入	10,000	利息、バックナンバー売上げなど
特別事業積立金	300,000	
計	2,179,375	

#### <支出の部>

科目	予算額	支出済額	増減	備考
	円	円	円	
印刷費	700,000	696,100	△ 3,900	会報 606,800、封筒 53,500 大会要項 21,000 など
消耗品費	44,284	66,550	22,266	事務用品 19,480、奨励賞 23,280 コピー 23,790 など
通信費	470,000	446,055	△ 23,945	会報 344,280 大会関係 28,280 など
事務費	120,000	120,000	0	10,000×12か月
編集費	30,000	30,000	0	5,000×6回
理事会費	10,000	1,680	△ 8,320	茶菓代
委員会費	70,000	25,815	△ 44,185	会場費、茶菓代など
研究会費	20,000	19,140	△ 860	
貸金	50,000	30,000	△ 20,000	発送アルバイト 5,000×6人
大会準備費	50,000	50,000	0	
研究奨励賞	100,000	100,000	0	
論集買上げ	96,000	115,200	19,200	3,200×36冊(執筆者、保存、寄贈分)
特別事業積立金	400,000	300,000	△ 100,000	
その他	0	1,170	1,170	弔電
米年度繰越金	0	49,375	49,375	
計	2,160,284	2,051,085	△ 109,199	

#### <支出の部>

科目	予算額	備考
	円	
印刷費	800,000	会報 600,000、名簿、大会要項など
消耗品費	69,375	事務用品、コピーなど
通信費	500,000	会誌発送、大会集書、用務連絡
事務費	240,000	20,000×12か月
編集費	30,000	5,000×6回
理事会費	10,000	
委員会費	70,000	10,000×7委員会
研究会費	30,000	
貸金	70,000	5,000×14人
大会準備費	50,000	
研究奨励賞	100,000	
論集買上げ	80,000	3,200×25冊
シンボルマーク製作費	30,000	
特別事業積立金	100,000	
計	2,179,375	

日本民具学会評議員

北海道・東北ブロック(十九名)  
北海道―関秀志・矢野牧夫・山木雄三、青森―桜庭俊美・田中忠三郎、外崎純一・成田敏、岩手―名久井文明、宮城―鈴木東行、近江恵美子、秋田―油谷満夫・木崎和広、山形―犬塚幹士、大友義助、金内重治郎、里見次郎、福島―佐々木長生、相馬胤道、鷲山義雄

関東ブロック(五十四名)

茨城―佐野賢治・清水博之、群馬―神宮義彦、埼玉―新井栄作・大館勝治、大友務、岡本一雄、神崎宣武・小林茂、小林徳男、栃原嗣雄、矢作尚也、山崎憲人、吉川国雄、千葉―大島暁雄、工藤員功、小島孝夫、須藤護、高橋在久、宮崎清、諸岡青人、小林稔、東京―朝岡康二、天野武、岩井宏實、大脇直泰、小川博、小作寿郎、香月節子、神野善治、北村敏、佐藤広、神保教子、杉山是清、田村善次郎、畠山豊、藤塚悦司、松崎憲三、神奈川―新井清、小川直之、加藤隆志、京馬伸子、小島弘義、小林梅次、鈴木通大、須藤功、高橋栄治、立部紀夫、田辺悟、谷沢明、辻井善弥、中村ひろ子、平野文明、古家信平

中部ブロック(二十五名)

新潟―五十嵐稔、池田哲夫、池田亨、酒井和夫、滝沢秀一、林道明、山口賢俊、富山―本庄清志、福井―小林一男、坂本育男、長野―赤井鬼介、金箱正美、蜂谷保、岐阜―長倉三朗、静岡―大村和男、宮下知良、愛知―岡本信也、岡本大三郎、木下忠、杉崎章、津田豊彦、宮石宗弘、脇田雅彦、渡辺誠、山川一年

近畿ブロック(二十二名)

三重―野村史隆、滋賀―橋本鉄男、京都―井之本泰、印南敏秀、三輪茂雄、大阪―石沢誠司、伊藤広之、宇野文男、小谷方明、角山幸洋、原野喜一郎、野堀正雄、長谷川嘉和、松田隆嗣、河野通明、兵庫―池

田萬助、近藤雅樹、佐々木泰彦、地主喬、仲村恒明、和田邦平、奈良―増沢文武

中国・四国ブロック(十七名)

鳥取―川上勉彦、藪中洋志、島根―勝部正郊、岡山―湯浅照弘、広島―潮田鉄雄、岡崎環、神田三危男、幸田光温、藤井昭、山口―湯川洋司、徳島―森本嘉訓、香川―伊豫邦雄、織野英史、桂真幸、三枝妙子、高橋克夫、愛媛―森正康、

九州・沖縄ブロック(二十名)

福岡―楠本正、佐々木哲哉、福岡祐爾、佐賀―藤口健二、長崎―川内知子、白石正秀、立平進、吉富幸汎、熊本―平岡勝治、大分―金田信子、後藤正二、小泊立矢、染谷多喜男、段上達雄、宮崎―泉房子、鹿児島―小川秀直、川崎晃稔、下野敏見、沖縄―上江州均、名嘉真宜勝

日本民具学会理事

北海道・東北 犬塚幹士(山形)・田中忠三郎(青森)

関東 朝岡康二(東京)・岩井宏實(同)・大島暁雄(千葉)・大脇直泰(東京)・神野善治(同)・神崎宣武(埼玉)・工藤員功(千葉)・佐野賢治(茨城)・田辺悟(神奈川)・田村善次郎(東京)・中村ひろ子(神奈川)・松崎憲三郎(東京)

中部 木下忠(愛知)・宮石宗弘(同)・山口賢俊(新潟)

近畿 角山幸洋(大阪)・和田邦平(兵庫)

中国・四国 勝部正郊(島根)・桂真幸(香川)

九州・沖縄 下野敏見(鹿児島)・立平進(長崎)

日本民具学会監事 五十嵐稔(新潟)・小谷方明(大阪)

日本民具学会会長 岩井宏實(東京)

委員

総務 田村善次郎・朝岡康二・工藤員功・中村ひろ子・松崎憲三・北村敏・鈴木通大  
編集 木下忠・佐野賢治・印南敏秀・岡本信也  
研究 神野善治・大島暁雄・大脇直泰・神崎宣武・佐野賢治・田辺悟・畠山豊・藤塚悦司  
大会 田中忠三郎・犬塚幹士・佐々木長生・神野善治・木下忠  
地域研究 犬塚幹士・田中忠三郎・宮石宗弘・山口賢俊・角山幸洋・和田邦平・勝部正郊・桂真幸・下野敏見・立平進  
論集編集 木下忠・大島暁雄・佐野賢治・中村ひろ子・小島孝夫  
奨励賞審査 角山幸洋・大脇直泰・田辺悟・田村善次郎・松崎憲三  
シンボルマーク製作 佐野賢治・神崎宣武・宮本八恵子

会則の変更について

次の通り会則の変更が決定されました。特に年会費が昭和六十四年度から五〇〇〇円(学生四〇〇〇円)になりますのでご注意ください。  
(現行) (改正)

施行・改正年月日を明示する	昭和50年9月23日施行
昭和53年9月15日一部改正	昭和56年9月13日一部改正
昭和60年11月23日一部改正	昭和63年10月9日一部改正
(イ)会計に関する事項	(イ)理事二十五名以内
普通会員 年額五、〇〇〇円	普通会員 年額五、〇〇〇円
(学生三、〇〇〇円)	(学生四、〇〇〇円)

## 【第二回民具学会研究奨励賞】について

昭和六十二年(第二回)民具学会研究奨励賞は受賞者なしと決定しました。

## 【第三回民具学会研究奨励賞】

### 公募について

「日本民具学会研究奨励賞規定」にもとづいて第三回民具学会研究奨励賞の公募をいたします。なお若干の改正(応募年齢)をしておりますので、ご注意ください。要領は左記の通りです。多数の応募を期待しております。

記

- 一 応募資格 四十歳以下の日本民具学会会員
  - 二 応募対象業種 昭和六十三年四月一日〜昭和六十四年三月三十一日までに刊行された著作・論文・報告書等の業績
  - 三 応募締切 昭和六十四年七月三十一日
  - 四 応募書類 応募者は「履歴書(略歴)」、「業績目録」、「応募業績」を提出する
- (1) 書類送付の宛先は、  
横浜市神奈川区六角橋三二二七  
神奈川大学日本常民文化研究所内  
日本民具学会研究奨励賞審査委員会事務局
  - (2) 応募書類の表に「研究奨励賞応募書類」と朱書すること
  - (3) 応募書類の内「履歴書(略歴)」+「業績目録」と、「応募業績」は別の便に分け、前者を「書留郵便」、後者を小包、または宅急便とすること
  - (4) 応募業績には参考資料として副業績(年度外でも可)があれば、添付すること
  - (5) 研究奨励賞にふさわしい業績にお気付きの方は、「推薦書」(三月末日刊行民具研究八〇

号)と同封予定)に記入の上、事務局までお知らせください。直ちに事務局より本人宛に必要な書類の提出を依頼いたします。

研究奨励賞審査委員会

委員長 角山幸洋 委員 大脇直泰

同 田辺 悟 同 田村善次郎

同 松崎憲三

なお、昭和六十三年九月十八日開催の理事会において改正決定をみた「規定」はつぎの通りです。

### 【日本民具学会研究奨励賞規定】

- 一 民具学の研究を奨励促進する目的をもって、日本民具学会研究奨励賞を制定する。
  - 二 賞は賞状、および賞金とする。
  - 三 受賞の資格は原則として四十歳以下の日本民具学会会員で、その対象は原則として当該年度(年度は四月一日より翌年三月三十一日まで)に刊行された業績とする。なお副論文がある場合には、審査の対象とする。
  - 四 受賞者を選考するために審査委員会を設ける。
  - 五 審査委員会は、理事会の選任する五名の委員で構成し、任期は一年とする。なお再任はさまざまない。
  - 六 理事会は審査委員会の答申をうけて、受賞者を決定する。授賞式は、会員総会においておこなう。
  - 七 本規定は、昭和六十一年度より施行する。
- 日本民具学会
- (制定)昭和六十一年十一月二十三日  
(改正)昭和六十三年九月十八日

## 『日本民具学会論集3 信仰と民具』

### 投稿のご案内

七七号で募集要領をご案内しましたように、日本民具学会論集3の原稿を募集しております。投稿

希望者は、一月十日までに題名・予定枚数・要旨を編集委員会あてお送りください。

## 【民具研究】バックナンバー

### の予約頒布について

本誌創刊号より五十号まで(昭和五十一年〜五十九年三月)を製本し、会員価格送料込一万二千元(定価二万二千元)で頒布します。予約制をとっていますので希望者は十二月末日までに学会事務局宛葉書でお申し込み下さい(発送は六十四年三月末の予定)。

## シンポジウム記録の頒布について

昭和六十二年大会でのシンポジウム「技術と民具」の記録をまとめました。頒価四〇〇円+送料一七〇円。希望者は事務局まで葉書でお申し込み願います。

## 『日本民具学会論集2 山と民具』

### の頒布について

会員価格三二〇円+送料三〇〇円(定価四〇〇円)。希望者は学会事務局まで葉書で。なお「海と民具」も同様に申し込みを受けております。ただし、「民具学会論集1」のサブタイトルはなし。

## もよおし

◆北海道開拓記念館では、一月五日から十四日まで年中行事「お正月」正月の遊び、五日から二十二日までテーマ展「和船と船具」、二十八日から二月十九日までテーマ展「アイヌの狩猟具」、二月一日から三日まで年中行事「節分」鬼の面をつくる、を開催する。

◆北海道開拓の村では、一月八日から十六日まで伝統遊具づくり「飛んだり跳ねたり」、十五日「鏡開きーどんど焼きー」、二月一日から八日まで伝統遊

具づくり「竹わり」を開催する。

◆青森県立郷土館では、一月二十二日まで「子供の遊び展」を開催している。

◆福島県大沼郡三島町公民館では、一月十四日記念講演小島美子氏「冬の祭りと言楽」、滝谷・松原の鳥追い行事」見学、十五日「滝谷宮下・大登のサイの神つくり」、滝谷・大登のサイの神点火」見学、十六日シンポジウム「火神と人の交流」真野俊和氏・千々和到氏・和崎春日氏・神田より子氏を開催する。

◆茨城県立歴史館では、三月二十六日まで「茨城の民俗資料」展を開催している。

◆埼玉県立博物館では、二月四日体験学習「張り子面作り」を開催する。

◆埼玉県立民俗文化センターでは、一月十四日、二十一日、二十八日、二月四日体験学習「紙漉き」、一月八日、十五日、二十二日、二十九日、二月五日、十一日、十二日に伝承教室「秩父屋台囃子コース」、二月二十六日、地域伝承・民俗芸能発表会を開催する。

◆紙の博物館では、一月二十九日まで「正月にちなむ資料展」を開催する。

◆たばこと塩の博物館では、二月十二日まで「日本の喫煙風俗と喫煙具」展を開催している。一月十五日江戸講座古泉弘氏「江戸を掘る」、渡辺誠氏「塩焼壺の発掘」を行なう。

◆サントリー美術館では、一月四日から二十九日まで、「サントリーコレクション―沖繩の染織と漆器」展を開催する。

◆民具製作技術保存会では、日本民家園を会場として一月八日「小正月行事」製作と展示、「フカグツ作り」、十四日「ワラ獅子」現地見学、二十二日「フカグツ作り」、「ハツ目カゴ作り」、二月五日「フカグツ作り」、十九日「ハケゴ」、「ワラ獅子」研究、「フカグツ作り」、「菊底ザル作り」を開催する。

◆小松市立博物館・歴史民俗資料館では、三月三十

日まで「食生活の道具展」を開催している。

◆岐阜県博物館では、一月二十日まで「民具―農具のうつりかわり」展を開催している。

◆富土市立博物館では、一月二十二日まで「あかりとくらし」展を開催している。

◆一宮市博物館では、一月二十九日まで「台所の主役たち―かわりゆく食の道具」展を開催している。

◆日本工芸館では、一月二十九日まで「現代郷土玩具展」、三月三十一日まで「薩摩の田の神展」、「関東・東北の民陶展」を開催している。

◆伏魔舎郷土玩具資料館では、二月末日まで「巳の郷土玩具展」を開催している。

◆新市町立歴史民俗資料館（広島県）では、四月二十日まで「新市の年中行事」展を開催している。

◆広島市郷土資料館では、一月三十一日まで「紙すきと和紙展」を開催している。

◆祐徳博物館では、二月まで「古伊万里・染め付け展」を開催している。

◆民具実測図の方法Ⅰ農具 神奈川大学日本常民文化研究所調査報告一三集 山口徹・大脇直泰・木下忠・名久井芳枝・近藤雅樹・市田京子・印南敏秀・潮田鉄雄・岡本一雄・小川直之・金内重治郎・河野通明・小坂広志・小林茂・近藤茂・三枝妙子・佐々木長生・瀧川吉則・竹中順子・立平進・段上達雄・中村ひろ子・野上彰子・藤塚悦司・米川幸子執筆 平凡社刊 二二〇頁 三〇〇〇円

◆マンボー日本のカナート―橋本鉄雄ほか執筆 三重県郷土資料刊行会（津市八幡町一三七 倉田正邦方）刊 二七八頁 三八〇〇円

◆海の図鑑 伊勢湾・志摩半島・熊野灘の漁具と漁法の博物館編 石原義剛・野村史隆・平賀大蔵ほか執筆 光出版印刷（松阪市）刊 一三二頁

◆特別展山村のくらし 印南敏秀執筆 京都府立山城郷土資料館刊 五六頁

◆特別展山に生きた人びと―その衣食住と生業― 伊藤広之執筆 大阪府立博物館刊 八〇頁

◆兵庫県の諸職 和田邦平・仲村恒明・地主喬・佐々木泰彦・近藤雅樹・堀洋・森栗茂一・瀧川吉則ほか執筆 兵庫県教育委員会編 兵庫県文化財協会刊 三三三頁

◆丹後の紡織Ⅱ 角山幸洋・井之本泰・竹内晶子ほか執筆 京都府立丹後郷土資料館編 京都府教育委員会刊 一一四頁

◆横浜の技能職 山口徹・谷沢明執筆 神奈川大学日本常民文化研究所編 横浜市技能文化会館刊 四〇頁

◆包丁人英造の修業時代 神崎宣武著 河出書房新社刊 二〇五頁 一五〇〇円

◆新刊紹介

◆民具実測図の方法Ⅰ農具 神奈川大学日本常民文化研究所調査報告一三集 山口徹・大脇直泰・木下忠・名久井芳枝・近藤雅樹・市田京子・印南敏秀・潮田鉄雄・岡本一雄・小川直之・金内重治郎・河野通明・小坂広志・小林茂・近藤茂・三枝妙子・佐々木長生・瀧川吉則・竹中順子・立平進・段上達雄・中村ひろ子・野上彰子・藤塚悦司・米川幸子執筆 平凡社刊 二二〇頁 三〇〇〇円

◆マンボー日本のカナート―橋本鉄雄ほか執筆 三重県郷土資料刊行会（津市八幡町一三七 倉田正邦方）刊 二七八頁 三八〇〇円

◆海の図鑑 伊勢湾・志摩半島・熊野灘の漁具と漁法の博物館編 石原義剛・野村史隆・平賀大蔵ほか執筆 光出版印刷（松阪市）刊 一三二頁

三〇〇〇円

◆特別展山村のくらし 印南敏秀執筆 京都府立山城郷土資料館刊 五六頁

◆特別展山に生きた人びと―その衣食住と生業― 伊藤広之執筆 大阪府立博物館刊 八〇頁

◆兵庫県の諸職 和田邦平・仲村恒明・地主喬・佐々木泰彦・近藤雅樹・堀洋・森栗茂一・瀧川吉則ほか執筆 兵庫県教育委員会編 兵庫県文化財協会刊 三三三頁

◆丹後の紡織Ⅱ 角山幸洋・井之本泰・竹内晶子ほか執筆 京都府立丹後郷土資料館編 京都府教育委員会刊 一一四頁

◆横浜の技能職 山口徹・谷沢明執筆 神奈川大学日本常民文化研究所編 横浜市技能文化会館刊 四〇頁

◆包丁人英造の修業時代 神崎宣武著 河出書房新社刊 二〇五頁 一五〇〇円

◆新会員

佐々木吉男 013 | 01 秋田県平鹿郡平鹿町浅舞字浅舞（平鹿町漁業協同組合）

武士田 忠 168 | 〇一四 東京都杉並区下高井戸五一

岡部 節子 380 | (杉並区立郷土博物館開設準備室)

中山 正典 432 | 長野県長野市桜枝町六四二 (日本のあかり博物館)

静岡県浜松市富塚町二〇九一 一〇五 (埋蔵文化財調査研究所)

住所変更

奈良岡キミ 036 | 02 青森県南津軽郡尾上町大字高木字原富八三一六

安室 知 238 | 神奈川県横須賀市深田台六四

印刷 豊橋市西幸町笠松三八一四 親和プリント株式会社 電話(〇五三)四五二一六六一